

令和 8 年度

安房郡市広域市町村圏事務組合水質検査業務

(南房総地区) 仕様書

安房郡市広域市町村圏事務組合

## 第1章 基本事項

### 1. 目的

本業務は、安房郡市広域市町村圏事務組合が供給する水道水の安全性を確保するため、水道法に基づき定期および臨時の水質検査を適正かつ円滑に実施することにより、浄水施設の適正な管理を維持するとともに、構成市町の市民に対し安全で良質な水道水を安定的に供給し、公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

### 2. 適用範囲

本仕様書は、安房郡市広域市町村圏事務組合が発注する「令和8年度 安房郡市広域市町村圏事務組合水質検査業務（南房総地区）」に関し、発注者及び受託者が遵守すべき事項を示すものである。

### 3. 業務の期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

### 4. 履行場所

南房総市 和田町上三原 地先 外

## 第2章 一般事項

### 1. 法令等の遵守

受託者は、業務の遂行にあたり関係する法令等について、これを遵守する。

### 2. 機密の保持

受託者は、業務の遂行上知り得た事項を第三者に漏らしてはならない。

### 3. 再委託の禁止

水質検査業務の全部または一部を第三者に再委託することは原則として禁止する。ただし、機器の故障等による場合を除く。

### 4. 手続き等

業務の遂行上必要な手続き等が生じた場合は、受託者の負担で行う。

### 5. 疑義について

この仕様書に定めのない事項、又はこの仕様書について疑義が生じた場合は、発注者と受託者が協議して解決する。

## 第3章 検査項目

### 1. 給水栓等水質検査（定期の水質検査）

- (1) 検査項目及び検査頻度  
別紙 1-1～1-16 のとおり。
- (2) 採水場所  
別紙 2（採水場所所在地一覧） のとおり。
- (3) 試料容器の準備
  - (ア) 受託者は、別紙 1-1～1-16 の検査項目に対し、別紙 2 の採水地点ごとに別紙 3（採水の手引き）に示す採水容器を用意する。
  - (イ) 採水容器の洗浄については、受託者の責任において充分に行う。
- (4) 採水方法等
  - (ア) 別紙 3（採水の手引き） のとおり。
  - (イ) 採水時に異常が認められた場合は、直ちに発注者にその内容を報告する。
- (5) 試料の運搬  
試料は、クーラーボックス等に入れ冷蔵し、採水容器破損防止の措置を施して運搬する。  
検査機関への搬入時間は、最初の試料採水後、速やかに行うものとする。特に、告示法により「採水後 12 時間以内に試験開始」と定められた項目については、検査機関での受付・前処理・試験開始に要する時間を十分に考慮し、余裕を持って搬入を完了させなければならない。

### 2. 原水水質検査

- (1) 検査項目及び検査頻度  
別紙 1-1～1-16 のとおり。
- (2) 採水場所  
別紙 2（採水場所所在地一覧） のとおり。
- (3) 試料容器の準備
  - (ア) 受託者は、別紙 1-1～1-16 の検査項目に対し、別紙 2 の採水地点ごとに別紙 3（採水の手引き）に示す採水容器を用意する。

(イ) 採水容器の洗浄については、受託者の責任において充分に行う。

(4) 採水方法等

(ア) 別紙3（採水の手引き）のとおり。

(イ) 採水時に異常が認められた場合は、直ちに発注者にその内容を報告する。

(5) 試料の運搬

試料は、クーラーボックス等に入れ冷蔵し、採水容器破損防止の措置を施して運搬する。

検査機関への搬入時間は、最初の試料採水後、速やかに行うものとする。特に、告示法により「採水後12時間以内に試験開始」と定められた項目については、検査機関での受付・前処理・試験開始に要する時間を十分に考慮し、余裕を持って搬入を完了させなければならない。

### 3. 臨時の水質検査及び水質検査請求による水質検査

(1) 検査項目及び検査頻度

検査を行う項目については、発注者及び受託者で協議のうえ決定する。

(2) 採水日時及び採水地点

発注者が指示する日時、地点で採水を行う。

(3) 試料容器の準備

(ア) 受託者は、必要な検査項目に対し、採水地点ごとに別紙3（採水の手引き）に示す採水容器を用意する。

(イ) 採水容器の洗浄については、受託者の責任において充分に行う。

(4) 採水方法等

(ア) 別紙3（採水の手引き）のとおり。

(イ) 採水時に異常が認められた場合は、直ちに発注者にその内容を報告する。

(5) 試料の運搬

試料は、クーラーボックス等に入れ冷蔵し、採水容器破損防止の措置を施して運搬する。

検査機関への搬入時間は、最初の試料採水後、速やかに行うものとする。特に、告示法により「採水後12時間以内に試験開始」と定められた項目については、検査機関での受付・前処理・試験開始に要する時間を十分に考慮し、余裕を

持って搬入を完了させなければならない。

## 第4章 検査方法

### 1. 水質検査等

#### (1) 検査方法

検査方法は、水質基準項目については「水質基準に関する省令の規定に基づき環境大臣が定める方法」(平成15年厚生労働省告示第261号(最終改正を使用))、残留塩素については水道法施行規則第17条第2項の規定に基づき環境大臣が定める遊離残留塩素及び結合残留塩素の検査方法(平成15年9月29日厚生労働省告示第318号(最終改正を使用))、水質管理目標設定項目については「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等並びに水道水質管理における留意事項について」(平成15年10月10日健水発第1010001号(最終改正を使用))、クリプトスポリジウム等については「水道における指標菌及びクリプトスポリジウム等の検査方法について」(健水発第0330006号(最終改正を使用))、その他の項目については「上水試験方法」(最新版)により行う。

また、水道水に供される水、水源の水及び飲用に供する井戸水以外の試料と前処理を含む同時分析を行わないものとする。

#### (2) 現場での測定

- (ア) 水温、残留塩素等は現場で測定を行い、そのための計器、器具は受託者が準備をする。
- (イ) 採水時刻、採水場所及び採水者を表示した現場写真撮影を行う。  
また、試料採水後の採水瓶の一括撮影を行う。
- (ウ) 採水者は、作業の実施に当たって身分証明書等を携帯し、発注者の請求に応じて提示しなくてはならない。

#### (3) 数値の取扱い

「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等並びに水道水質管理における留意事項について」(厚生労働省水道課長通知平成15年10月10日付健水発第1010001号(最終改正を使用))に基づき実施する。

#### (4) 速報値の報告

- (ア) 臨時の水質検査の検査結果については、発注者の指示する日までに報告する。
- (イ) 水質検査結果が水質基準値を超えた場合及び指針値を超えた場合(消毒副生成物については基準値の7割)、又は前回調査時よりも

著しく変化した場合は、水質検査項目ごとに直ちに発注者に報告する。

(ウ) クリプトスポリジウム及びジアルジアの検査結果は、検査完了後直ちに発注者に電話またはFAX等で報告する。

#### (5) 再検査

発注者は、水質検査結果等に疑義が生じた場合は、再検査を指示することができるものとする。

この場合の費用は、発注者及び受託者で協議のうえ決定する。

#### (6) 器具類

水質検査に使用する器具類は、検査に影響を与えないよう十分に洗浄したうえで使用する。

#### (7) 報告書の作成

(ア) 報告書には検査結果、水質基準値、定量下限値及び検査方法を記載する。

(イ) 検査結果以外にも、分析日時を示した資料、分析条件、検量線（相関係数も含む）、クロマトグラム並びに濃度計算書等を添付する。

(ウ) 過去データと比較し、著しい変化があるとみなされる場合は、その理由を推察し記載する。過去データがない場合は、水質基準の10分の1を超えた場合に、その理由を推察し記載する。

(エ) 当該系統の浄水処理によって影響があると推察される検査項目の結果（異常値を含む）については、浄水処理の効果について推察し記載する。

(オ) 水質基準に関する省令に示された表の1～32の項目については、水質基準値の10分の1を超えた場合、その理由を推察し記載する。ただし、大腸菌は除く。また、過去データと比較し、著しい変化があるとみなされる場合についてもその理由を推察し記載する。

(カ) 水質基準に関する省令に示された表の33～47及び51～52の項目については、水質基準値の2分の1を超えた場合、その理由を推察し記載する。ただし、水質管理目標設定項目にも該当する項目については、その目標値を満足しない場合、その理由を推察し記載する。また、過去データと比較し、著しい変化があるとみなされる場合についてもその理由を推察し記載する。

(キ) 当該系統の浄水処理によって影響があると推察される項目については、浄水処理の効果について推察し記載する。

(ク) 採水時刻、採水場所及び採水者を表示した写真を含む報告書を添付する。

## 2. 検査結果の信頼性確保

受託者は、次の各項目に留意して検査結果の信頼性確保に努め、発注者の要請に応じてその記録を速やかに提出する。

### (1) 検査体制の整備

水質検査結果は、検査責任者等によるチェックを行い、記録する。

### (2) 作業記録

(ア) 受託者は、実際の作業においても標準作業書に沿った記録を行う。

(イ) 受託者は、日々実施した業務を作業日報として記録する。

### (3) 機器の整備

受託者は、分析に使用する器具、機械及び装置について、その使用に支障がないように整備し、記録する。また、常に適正な分析値が得られるよう、機器の自主点検を徹底するとともに、必要な定期点検を遅滞なく受け、記録する。

### (4) 内部精度管理の実施

内部精度管理項目として相応しい水質検査項目について、年に一回以上、及び検査担当者が変更するごとに実施し、記録する。

### (5) 検査試料の保存及び廃棄

検査試料の保存期間は、その期間の短縮について発注者の指示又は了解があった場合を除いて、試料の採水日から1ヶ月間(土曜日、日曜日、祝日を含む。)とし、廃棄日を記録する。

保存期間終了後の検査試料は、関係法令を遵守して受託者が廃棄する。

### (6) 検査結果算出過程に作成した資料の保存等

検査結果を得るための記録類は、その保存期間の短縮について発注者の指示及び了解があった場合を除き、5年間とする。

### (7) 受託者への立入検査

上記(1)～(6)の事項及び設備状況等について確認するため、発注者(発注者から委嘱を受けた専門家を含む)は、随時に受託者への立入検査を実施できるものとする。

### (8) クロスチェック

発注者は、指定した給水栓水についてクロスチェックを行うことができる。

この場合、受託者は、発注者が準備した採水容器にクロスチェック用の試料を通常の検査試料と同時に採水を行い、発注者に提出する。

### 3. 提出書類

#### (1) 提出書類一覧表

##### 一般事項

名 称	部数	提出期限等
業務工程表	1	契約締結後 7 日以内
着手届	1	契約締結後速やかに
業務主任技術者選任通知書 (経歴書等を含む)	1	
業務計画書	1	
業務完了報告書	1	業務完了後速やかに
成果物引渡申出書	1	水質検査結果書提出時
請求書	1	
打合せ議事録	1	必要に応じて

##### 水質検査関係

名 称	部数	提出期限等
採水ルート図	1	契約締結後速やかに
品質管理システム等の取得状況に 関する書類 (G L P、I S O)	1	
検査機関連絡体制表	1	
各分析項目による標準作業手順書	1	
試料の採取標準作業手順書	1	
各分析項目の定量下限値一覧表	1	
令和 7 年度に参加した外部精度管 理による結果	1	
令和 7 年度に実施した内部精度管 理による結果	1	
水質検査結果書	2	各採水日から 1 ヶ月以内

(2) 受託者は、指定の期日までに表に示す書類を作成し発注者に提出する。  
なお、発注者が別途ほかの書類の提出を求めた場合は当該書類を提出する。

(3) 受託者は、提出した書類に変更が生じたときは、直ちに変更した書類を発注者に提出する。ただし、提出期限等については、土曜日、日曜日及び祝日は含まないものとする。

## 4. 安全管理

(1) 受託者は、本業務に係る事故の防止と安全確保のための必要な処置を講じること。

(2) 本業務施行中、交通の妨害となる行為、又は公衆に迷惑を及ぼす行為がないよう、交通及び保安上十分な注意を図ること。特に冬期における採水では、凍結防止のため車道及び歩道に水が残らないように努めること。

(3) 本業務施行中に事故が発生したときは、直ちに業務を中断して応急処置を講じるとともに、その拡大防止に努め、事故の原因、経過及び被害内容を発注者に報告すること。

## 5. 支払方法

(1) 本業務の対価は、業務期間中、毎月分割して支払うものとする。

(2) 受託者は、毎月の業務が完了し、当月分の水質検査結果書が発注者に受理された場合は、速やかに当該月分の委託料を請求するものとする。

(3) 請求にあたっては、毎月末日までに完了した水質検査分を取りまとめ、一括して請求するものとする。

(4) 発注者は、適正な請求書を受理した日から30日以内に委託料を支払うものとする。

(5) 臨時の水質検査等、定額外の業務が発生した場合も、毎月の業務と同様に取り扱うが、委託料については定期分とは別に請求するものとする。

## 6. その他

(1) 資料の提供

本業務に必要な資料は貸与する。受託者は資料が外部に漏洩しないよう管理し、作業完了後速やかに発注者に返却すること。また、作業の便宜上、複写した場合は作業終了後に速やかに処分すること。

(2) 緊急時の対応

緊急時の場合、6時間以内に現場に駆けつけることができ、適切な助言及び検体を持ち帰り速やかに検査が行え、速やかに結果報告できる体制が整えられていること。

緊急時に、水質基準項目、水質管理目標設定項目、クリプトスポリジウム等の感染症項目を含む有害物質が自己検査できること。

(3) 連絡体制

緊急時に備え、24時間即応可能な連絡体制を整備すること。

#### (4) 担当事業所

本業務に関する窓口は下記のとおりとする。

安房郡市広域市町村圏事務組合 小向浄水場

千葉県南房総市和田町上三原 1028 電話 0470-47-2771

### 別紙2 採水場所所在地一覧

	対象施設等	分類	採水地点住所	備考
1	小向浄水場	原水	南房総市和田町上三原地先	
2		給水栓	南房総市和田町花園地先	
3		給水栓	南房総市石堂地先	
4	白浜浄水場	原水	南房総市白浜町白浜地先	白浜ダム
5		原水	南房総市白浜町白浜地先	長尾川
6		給水栓	南房総市白浜町滝口地先	
7	富山浄水場	原水	南房総市山田地先	
8		給水栓	南房総市吉沢地先	
9	千倉第2配水池	給水栓	南房総市千倉町白間津地先	
10	第6配水場	給水栓	南房総市小浦地先	

※詳細な採水地点は受託者決定後に提供する。

### 別紙3 採水の手引き

#### 1. 試料の採水方法

##### (1) 給水栓

①鉛：原則として5L/分で5分間流水後、15分間滞留、その後5L/分で5L採取し、均一攪拌したものを試料とする。

②その他の項目：①がある場合には、引き続き試料を採取する。①がない場合には、①と同様に5分間流水後、採水を行う。

##### (2) 給水栓以外

採水栓が設置されていない原水の採水においては、ステンレス製の採水器具（2L以上）と、投げ込み用のロープ（10m程度）を用意し採水する。なお、検査用試料は、採水器具を十分に原水で共洗い後のものを使用する。

#### 2. 現場における水質検査

現場における水質検査が指定されている項目については、5L/分で5分間流水直後に実施する。

残留塩素が検出されない場合は引き続き5分間流出させ実施する。

### 3. 採水瓶

水質検査項目により下表の採水瓶を用意する。

水質検査項目		採水瓶の種類	採水容量等	備 考
1	鉛用	ポリエチレン瓶	100mL 以上(満水)	5L 用採水器具使用速やかに、硝酸添加
2	一般細菌・大腸菌用	(指定なし)	120mL 以上	*ハイポ入り
3	揮発性有機化合物用	テフロン内張りのねじ口ガラス瓶	40mL 以上(満水)	*採水時、アスコルビン酸添加 速やかに、塩酸添加
4	シアン用	(指定なし)	100mL 以上(満水)	採水時、リン酸緩衝液添加
5	ホルムアルデヒド用	ガラス瓶	50mL 以上(満水)	アセトンで事前洗浄し、乾燥 *採水時、ハイポ添加
6	金属類用	ポリエチレン瓶	50mL 以上(満水)	速やかに、硝酸添加
7	塩素酸用	(指定なし)	50mL 以上(満水)	速やかに、EDA 添加
8	フェノール類用	ガラス瓶	500mL 以上(満水)	アセトンで事前洗浄し、乾燥
9	ハロ酢酸用	テフロン内張のねじ口	50mL 以上(満水)	*採水時、アスコルビン酸添加
10	2-MIB・ジェオスミン用	ガラス瓶	500mL 以上(満水)	
11	抱水クロラル、ジクロロアセトニトリル用	ガラス瓶	50mL 以上(満水)	
12	非イオン界面活性剤用	ガラス瓶	150mL 以上(満水)	*採水時、亜硫酸水素ナトリウム添加
13	TOC、臭気、味用	ガラス瓶	300mL 以上(満水)	
14	その他の項目用	(指定なし)	2L 以上(満水)	
15	農薬類	ガラス瓶一部の項目についてテフロン瓶	500mL 以上(満水)	アセトンで事前洗浄し、乾燥 *採水時、アスコルビン酸添加
16	クリプトスポリジウム等用	ポリエチレン又はポリプロピレン製容器	原水：10L 以上 浄水：20L 以上	
17	PFOS, PFOA	ガラス瓶又はポリプロピレン瓶	500mL 以上(満水)	精製水で洗浄し、次いでアセトン又はメチルアルコールで洗浄